

△通知▽

○特別職の職員の給与について

(昭和四三、一〇、一七、自治給第九四号)
各都道府県知事宛 自治省行政局長通知

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」(昭和三九年自治給第二〇八号各都道府県知事あて自治事務次官通知)の趣旨に沿つて措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも

適切とはいひ難いものがあつて、世論の批判を受けているむきもあるので、今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配意し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿つて適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一 特別職の職員の給与の内容の明確化について

1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第二〇四条および附則第六条の二(昭和四五年法律第一一九号により削除)の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従つて、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によつて必要とされる給与額の差を充分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事(市町村長)、副知事(助役)および出納長(収入役)(以下「三役」という。)に対して支給するものとするのは、極

めて不適当であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人選が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当つては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において充分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取

等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたつては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上廻つて給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配慮すること。

別記（資料項目）

- 1 近年における消費者物価上昇率
- 2 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
- 4 一般職の職員の給与改定の状況
- 5 議会費の前五ヶ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- 6 当該地方公共団体の職員報酬月額総額の住民一人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較
- 7 議会議員の活動状況（審議日数）

（注）5～7は、議会議員のみに係るものである。